

静岡県省エネルギー診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふじのくに地球温暖化対策実行計画(平成27年3月改定)に基づき、県内の中小企業者等の事業の用に供する施設においてエネルギーの使用の合理化及びエコアクション21認証の取得・継続の促進を図るため、知事が当該施設において省エネルギー診断を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「事業所」とは、県内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (2)「中小企業者等」とは、法人(国、地方公共団体及び大会社を除く。)及び個人事業者をいう。ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律による特定事業者は除く。
- (3)「大会社」とは、次に掲げるいずれかのものをいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(イからエまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4)「省エネルギー診断」とは、エネルギーの使用の合理化が図られるよう設備又は機器の導入、更新又は運用改善について提案を行う。また、エコアクション21認証の取得・継続に活用できるものとする。
- (5)「省エネルギー診断員」とは、第11条の知事の登録を受けたものをいう。

(対象事業所)

第3条 省エネルギー診断(以下「診断」という。)を受けることができる事業

所は、中小企業者等が県内に有する事業所であることとする。

(申請)

第4条 診断を受けようとする者は、静岡県省エネルギー診断申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1事業所につき1回とする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(実施決定等)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、診断を実施することと決定したときは、静岡県省エネルギー診断実施認定通知書(第2号様式)により、診断を実施しないことと決定したときは静岡県省エネルギー診断実施非認定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

2 知事は、診断を実施することと決定したときは、省エネルギー診断員(以下「診断員」という。)を選定し、省エネルギー診断実施依頼書(第4号様式)により当該診断員に通知する。

3 前項の規定により、省エネルギー診断実施依頼書を交付された診断員は、第4条の申請書及び別に行う現地調査により診断を行うものとする。

4 前項の現地調査を行う際には、受診決定者又は当該受診決定者が指定する者が立ち会うものとする。

(診断結果の報告等)

第6条 診断員は、診断を終了したときは速やかに、静岡県省エネルギー診断実施届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 診断員は診断を終了してから14日以内に当該診断の結果に係る報告書(第6号様式)を知事及び受診決定者に提出しなければならない。

3 診断員は、診断により指摘事項がある場合には、概ね3か月後に、現地訪問若しくは聞取調査等により改善状況の確認を行わなければならない。

(診断員の責務)

第7条 診断員は、次の各号に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

(1) 診断を良心的かつ誠実に行うこと。

(2) 県の省エネルギーに関する施策について協力し、事業者等に情報提供を行うこと。

(3) 省エネルギーに関する講習会に積極的に参加し、知識や技術力の向上に努めること。

(診断員の登録要件)

第8条 診断員として登録する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者であつて知事が認めるものとする。

- (1) エネルギー管理士、電気主任技術者、環境カウンセラー、エコアクション21 審査人等の資格を有する者
- (2) エコアクション21 地域事務局の推薦を受けた者
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守できる者

(診断員登録の申請)

第9条 診断員登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 静岡県省エネルギー診断員登録申請書（第7号様式）
- (2) 誓約書（第8号様式）
- (3) 前条第1号に掲げる要件を満たすことを証明する書類（免状の写し等）
- (4) 前条第2号に掲げる要件を満たすことを証明する書類（推薦書）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(診断員登録の有効期間)

第10条 診断員登録の有効期間は、診断員登録の日から当該診断員登録日の属する年度の翌々年度末までの間とする。

- 2 前項の有効期間の満了後、引き続き診断員登録を受けようとする者は、知事に静岡県省エネルギー診断員登録申請書を提出し、診断員登録の更新を受けなければならない。

(診断員登録の決定及び通知)

第11条 知事は、診断員登録の申請を行った者が、第8条各号に掲げる要件を満たしていると判断したときは、診断員登録を行うものとする。

- 2 知事は、診断員登録を受けた者に対し、静岡県省エネルギー診断員登録決定通知書（第9号様式）を通知するものとする。

(情報の公開)

第12条 知事は、診断員名簿を作成し、公開することができる。

(診断員登録の取消し)

第13条 知事は、診断員が次の各号のいずれかに該当したときは、診断員登録を取り消すことができる。

- (1) 第8条各号に掲げる要件を欠いたとき。

- (2) 診断員が自ら診断員登録の取消しを申し出たとき。
- 2 知事は、診断員登録の取消しを決定した者に対し、静岡県省エネルギー診断員登録抹消通知書（第10号様式）を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により診断員登録が取り消された者は、その取消しの日から1年間は、診断員登録を受けることができない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りではない。
- 4 知事は、診断員登録の取消し後1年を経過した者であっても、診断員登録の取消しを複数回受けている等、再び診断員登録を受けさせることが妥当でないと判断した者に対しては、診断員登録を行わないものとする。

(変更の届出)

第14条 診断員は、第9条の規定による申請の内容に変更があった場合には、静岡県省エネルギー診断員登録事項変更届（第11号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 診断員は、診断を実施する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 診断員は、診断を実施する上で、個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、受診決定者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、診断に関し必要な事項は、くらし・環境部環境局環境政策課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月23日から適用する。

(別記)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

診断員は診断を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

診断員は、診断を実施するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

診断員は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 複写又は複製の禁止

診断員は、静岡県同意のある場合を除き、診断を実施するため静岡県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第5 資料等の廃棄

診断員は、診断を実施するため静岡県から提供を受け、又は診断員自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この診断終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、静岡県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第6 目的外利用・提供の禁止

診断員は、静岡県同意のある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第7 取得状況の報告等

静岡県は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を診断員に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第8 事故発生時における報告

診断員は、静岡県省エネルギー診断事業実施要綱に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに静岡県に報告し、静岡県の指示に従わなければならない。